

重要取組シート

市民人権局 市民生活部
男女共同参画推進部

取組項目	新型コロナウイルス感染症にかかる取組の推進
現状・課題	<p>○新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市民生活や市民活動団体の活動に多大な影響が生じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスや特別定額給付金に便乗した特殊詐欺等の犯罪増加の懸念 ・これまであった消費生活相談に加えて、新たに新型コロナウイルス感染症に関連した契約手続きや衛生用品に関すること、便乗した悪質商法などに関する相談が増加 ・デマや誤った情報により、一時的に、衛生用品や食料品などの買いだめや買い急ぎが発生 ・生活不安やストレスなどによる配偶者等からの暴力（DV）の増加、深刻化の懸念 ・感染防止対策など、自治会など地域における活動再開に向けた対応が必要 ・収入減少等に伴い、財政基盤が脆弱な NPO 法人において、活動継続困難な状況が発生 ・第2波到来に対する不安や備え など
取組みの内容	<p>○消費者問題等に対する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスや特別定額給付金に便乗した特殊詐欺等の犯罪被害を未然に防止するため、警察等の関係機関や金融機関等と連携・協働した周知・啓発活動を強化 ・消費生活センターや国民生活センターで蓄積された相談実績、Q&Aなどを区役所の市民相談担当へ情報提供し、地域における相談体制を強化する。 ・必要に応じて、衛生用品や食料品など生活関連物資の価格等動向を確認し、状況によっては、冷静な購買活動をHP等で呼びかける。 <p>○配偶者等からの暴力（DV）に対する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センターや交流の広場をはじめとする相談窓口の情報を、堺市公式LINEメニューから容易にアクセスできるように設定するとともに、性別にかかわらず配偶者や交際相手からの暴力に対して相談してもらえるよう、LINEやTwitterへの投稿を積極的に行うなど、情報発信に努める。 ・相談者の要望に応じて、面談だけでなく電話による相談にも対応するなど、状況に応じた相談体制の整備を行う。 ・男女共同参画センターでは、DV や子どもに対する虐待を含め、人権に関わるあらゆる相談を実施している。 <p>○地域、NPO 法人に対する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会、NPO 法人向けの各種情報発信を強化 ・「保健、医療、福祉、子育て」に関する分野で活動している NPO 法人に対して支援金を給付

スケジュール	前期 (～7月)	<input type="checkbox"/> 女性の悩みの相談について、相談者の要望に応じ、電話による相談を実施（4月～） <input type="checkbox"/> 自治会、NPO 法人向けに、書面表決等の手順や方法などを紹介するページを市ホームページ内に作成（4月～） <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルスや特別定額給付金に便乗した特殊詐欺被害の未然防止ポスターを作成し、市ホームページや市内各所で掲示する等の注意喚起を実施（4月下旬～） <input type="checkbox"/> 公用車で外出自粛要請の巡回放送を実施（4月上旬～） <input type="checkbox"/> 広報さかい5月号にDVに関する相談窓口を掲載（5月～） <input type="checkbox"/> 公用車で特別定額給付金に便乗した特殊詐欺被害の未然防止に関する巡回放送を実施（5月下旬～） <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルスに伴う必要な手続きに必要な証明書の交付手数料を免除（6月～） <input type="checkbox"/> NPO 法人への支援金の申請受付を開始（6月上旬～） <input type="checkbox"/> 消費生活センターから各区役所市民相談担当へ、相談案件、対応内容等を情報提供（6月～）
	中期 (～11月)	<input type="checkbox"/>
	後期 (～3月)	<input type="checkbox"/>
	次年度以降	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の発生状況等を注視しながら、社会情勢や地域の実情などに応じて、情報発信や相談体制の整備を行うとともに、市民や市民活動団体が安心して活動できる環境づくりに向け、関係機関等と連携・協力しながら弾力的に対応していく。